

区立保育園運営業務委託検証結果報告書

平成 30 年 12 月

練馬区教育委員会事務局
こども家庭部保育計画調整課

はじめに

練馬区では、平成 17 年 12 月の光が丘第八保育園から、平成 28 年 4 月の桜台第二保育園、早宮保育園までで、区立保育園 20 園の運営業務を委託してきました。

また、平成 28 年 10 月に区政改革計画、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、民間活力によるサービス拡充を目的に、新たに区立保育園 20 園の委託を行うこととしました。

(平成 29 年 3 月に委託の対象となる 20 園のうち、前半の 10 園を公表しました。)

なお、平成 32 年 4 月に委託予定の氷川台保育園、南大泉保育園については、今年度事業者選定を行い、委託予定事業者が決定しており、平成 31 年 4 月から引継ぎ(準備委託)業務を行う予定です。

区立保育園の委託化については、これまでの委託の進め方を平成 19 年度、24 年度および 26 年度の 3 度にわたり検証し、改善すべき事項や課題を整理してきました。その結果を受けて、事業者の選定方法や引継ぎ業務の内容などについて改善を図ってきました。

区立保育園の運営業務委託は、事業者の運営に移行した段階で、それまで従事していた区の職員が異動し、全て事業者の職員に替わります。そのことが少なからずお預かりしている子どもや保護者の皆様にとっての心配事であることから、保護者の皆様の不安や疑問を解消し、円滑な移行を図るため、区は、様々な取組を行っています。

これらの取組を検証し、改善を図っていくことは、とても重要なことであり、新たに公表した委託計画の推進にあたって、この検証の結果を活かしていけるように努めてまいります。

検証にあたり、対象園の保護者の皆様、事業者の園長ほか、多くの方々にご協力をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

平成 30 年 12 月

こども家庭部長 小暮 文夫

区立保育園運営業務委託検証結果報告書 目次

I	区立保育園運営業務委託の概要	P 3
	1 平成 28 年度までの運営業務委託計画 の背景と基本的な考え方	P 3
	2 平成 28 年度までの運営業務委託の目的	P 3
	3 運営業務委託の経緯	P 4
II	検証の目的および実施方法	P 5
	1 検証の目的	P 5
	2 検証の対象園	P 5
	3 検証項目	P 5
	4 検証の実施方法	P 6
III	運営業務委託の成果の検証	P 6
	1 保育サービスおよび経費に関する検証	P 6
	(1) 多様な保育ニーズへの対応	P 6
	(2) 待機児童の解消	P 10
	(3) 保育サービスの活性化と質の向上	P 11
	① 子どもの生活や遊び	P 11
	② 保護者との関係づくり・保護者 支援	P 13
	③ 園の安全管理	P 14
	④ 職員の育成	P 15
	⑤ 区立保育園全体の活性化に向けた 取組	P 16
	(4) 財政効果	P 16
	2 運営業務委託の進め方に関する検証	P 17
	(1) 保護者の不安解消	P 17
	(2) 円滑な引継ぎ	P 19
	(3) 園への区の支援	P 22
	(4) 事業者の選定	P 23
IV	運営業務委託の総体的検証	P 25
V	今後の区立保育園の運営業務委託について	P 26
	[資料編]	
	練馬区立保育園 運営業務委託に関する アンケート結果	P 28
	東京都福祉サービス第三者評価結果報告書 利用者アンケート調査結果【総合的な感想】	P 38

I 区立保育園運営業務委託の概要

1 平成 28 年度までの運営業務委託計画の背景と基本的な考え方

練馬区では、新行政改革プラン（平成 16～18 年度）に基づき、平成 16 年 3 月に「委託化・民営化方針」を、同 9 月には「区立施設委託化・民営化実施計画」を策定し、区立保育園の運営業務委託を実施してきた。

これは、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に現在区が行っている事務事業（区立施設の管理運営を含む。）の委託化または民営化を積極的に推進する考えに基づくものである。

一方、働く女性の増加や子育て世代の転入により、保育需要は、ますます増加し、保育時間の延長など、求められる保育のサービス内容も多様化している。区はこれまで、区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設や「待機児童ゼロ作戦」などにより、全国トップレベルとなる 5,000 人以上の保育定員の増を実現してきた。しかしながら待機児童（平成 30 年 4 月 1 日現在 79 名）は、依然として解消していない。

こうした中、多様化する保育ニーズに応えるとともに行政運営の効率化を図るため民間事業者への区立保育園の運営業務委託を進めてきたところである。

2 平成 28 年度までの運営業務委託の目的

(1) 多様な保育ニーズへの対応

多様化する保育需要に応えるため、保育時間の延長、8 か月以上 1 歳未満児の 11 時間保育、休日保育、一時預かりを実施する施設を整備する。

(2) 待機児童の解消

増加傾向にある保育需要に対応するため、保育所定員の拡大や、新たに私立保育園や認証保育所等を誘致・開設し、待機児童の減少を図る。

(3) 保育サービスの活性化と質の向上

高い児童福祉の理念や使命感を持ち、質の高い保育を実施している事業者を選定することで、区の保育サービス全体を活性化させるとともに質の向上を図る。

(4) 行政運営の効率化

区立保育園の運営の効率化を図り、待機児童の解消や在宅子育て家庭の支援等の子育て支援施策のための財源確保を図る。

3 運営業務委託の経緯

(1) 平成 28 年度までの委託について

平成 17 年度および 18 年度に委託した 4 園を「第一次委託」、平成 22 年度から 28 年度までに実施した委託を「第二次委託」とする。

<第一次委託>

17 年度 光が丘第八

18 年度 向山、石神井町つつじ、東大泉第三

<第二次委託>

22 年度 豊玉第二、北町、光が丘第四

23 年度 高野台、平和台

24 年度 石神井町さくら、東大泉第二、光が丘第六

25 年度 貫井第二、光が丘第十

26 年度 関町第二、春日町第三

27 年度 上石神井第二、光が丘

28 年度 桜台第二、早宮

(2) 第一次委託の検証と改善点

光が丘第八保育園の運営業務委託は、区として初めてのこともあり、事業者運営に移行した当初は混乱が見られた。原因としては、年度途中での委託であったこと、事業者選定から準備委託に入る期間が短かったこと、準備委託の期間が3か月しかなかったことなどが挙げられる。

そこで、19 年 4 月に委託についての検証を行い、その結果をもとに事業者の選定や引継ぎ業務などについて改善を図った。

※ 主な改善点

- ① 区民を対象にした説明会と委託対象園の保護者説明会の開催
- ② 準備委託期間を 1 年間とし、年度初めからの引継ぎの実施
- ③ 引継ぎ計画の作成と、保育課支援調整係（現：保育計画調整課運営支援担当係）による引継ぎ時の立会い
- ④ 委託後の巡回・指導の実施
- ⑤ 委託契約期間を単年度契約から 5 年間（長期継続契約）に延長

(3) 第二次委託期間中における改善点

第二次委託で、さらに委託事務を進めていく中でいくつかの改善を行っている。

- ① 選定委員会における審査基準表の配点割合と評価集約方法の改善（22 年度）
- ② 審査基準表の審査内容「危機管理対策」に、施設管理上の重大な事故についての項目を追加（22 年度）
- ③ 選定委員会でのオブザーバーの廃止（22 年度）
- ④ 「ガイドライン」「Q & A」の作成と公表（23 年度）
- ⑤ 緊急対応マニュアルの作成（23 年度）
- ⑥ 委託 1 年目に利用者アンケートを実施（24 年度）

II 検証の目的および実施方法

1 検証の目的

平成26年度から28年度に事業者運営に移行した6園について、委託の効果や進め方の課題を整理し、今後の委託のさらなる円滑化と充実を図る。

2 検証の対象園

平成26年度委託園：関町第二保育園、春日町第三保育園

平成27年度委託園：上石神井第二保育園、光が丘保育園

平成28年度委託園：桜台第二保育園、早宮保育園

【検証対象園の概要】

園名	関町第二	春日町第三	上石神井第二	光が丘	桜台第二	早宮
委託開始年月	平成26年 4月	平成26年 4月	平成27年 4月	平成27年 4月	平成28年 4月	平成28年 4月
所在地	関町北 3-20-30	春日町 5-30-5	上石神井 1-5-3	光が丘 1-3-104	桜台 3-39-17	早宮 3-13-31
事業者名	社会福祉法人 武蔵野緑会	社会福祉法人 みわの会	社会福祉法人 敬愛会	社会福祉法人 国立保育会	社会福祉法人 陽光会	社会福祉法人 みずほ愛育会
定員※	97名	106名	117名	105名	125名	127名

※定員は、平成30年4月1日現在

3 検証項目

(1) 保育サービスおよび経費に関する検証

- ① 多様な保育ニーズへの対応
- ② 待機児童の解消
- ③ 保育サービスの活性化と質の向上
 - ア 子どもの生活や遊び
 - イ 保護者との関係づくり・保護者支援
 - ウ 園の安全管理
 - エ 職員の育成
 - オ 区立保育園全体の活性化に向けた取組

④ 財政効果

(2) 運営業務委託の進め方に関する検証

- ① 保護者の不安解消
- ② 円滑な引継ぎ
- ③ 園への区の支援
- ④ 事業者の選定

4 検証の実施方法

検証の実施にあたって、運營業務委託に関する保護者や事業者の意見を集約するため、運營業務委託園となった保護者へのアンケートや事業者へのヒアリング、引継ぎを行った区立保育園園長や事業者園長へ、ヒアリングを実施した。

また、検証に際しては保護者や事業者等の意見のほか、東京都福祉サービス第三者評価、延長保育の利用実績、委託料決算報告書などを用いて、総合的かつ多角的な観点から実施した。

【検証に用いた主な資料】

- (1) 運營業務委託に関する1年目アンケート
- (2) 事業者（園長含む）へのヒアリング
- (3) 引継ぎを行った区立保育園園長へのヒアリング
- (4) 東京都福祉サービス第三者評価の結果（平成27、28、29年度）
- (5) 委託料決算報告等資料

Ⅲ 運營業務委託の成果の検証

1 保育サービスおよび経費に関する検証

(1) 多様な保育ニーズへの対応

練馬区においても、女性の就労率の高まりや就労形態の多様化等により、利用者の保育ニーズは、多様化かつ大幅に増加している傾向にある。区では、これらのニーズに対応するため、運營業務委託を導入し、保育時間の延長等を実施している。

検証にあたっては、長時間にわたる保育に伴う子どもの負担を、できるだけ少なくできるような配慮が、なされているか確認した。また、利用実績や保護者の満足度についても検証を行った。

(主なサービスの拡充) 延長保育の拡大

区立直営保育園では、40園中10園（平成30年4月現在）が午後6時30分～午後7時30分の1時間の延長保育を実施している。運營業務委託後は、全園において、午前7時00分～午前7時30分、午後6時30分～午後8時30分の朝30分と夕方2時間の延長保育を実施している。

また、区立直営保育園では、延長保育の利用枠を20人に設定して上限を設けているが、運營業務委託後は継続利用枠（月単位利用）の定員枠を撤廃し、延長保育を希望する保護者全員が利用できるようサービスを拡大している。

ア 利用実績（延長保育料の収納記録より作成）

【関町第二保育園】

（単位：人）

	朝（7：00～7：30）			夕①（18:30～19:30）			夕②（18:30～20:30）		
	継続		スポット	継続		スポット	継続		スポット
	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数
27年度	23	236	51	68	1073	832	55	492	222
28年度	56	526	44	70	1096	638	68	772	406
29年度	55	310	43	64	1091	696	61	467	230

【春日町第三保育園】

（単位：人）

	朝（7：00～7：30）			夕①（18:30～19:30）			夕②（18:30～20:30）		
	継続		スポット	継続		スポット	継続		スポット
	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数
27年度	47	115	119	221	2472	612	22	248	679
28年度	48	303	20	185	2214	845	0	0	509
29年度	35	506	30	133	1632	605	0	0	522

【上石神井第二保育園】

（単位：人）

	朝（7：00～7：30）			夕①（18:30～19:30）			夕②（18:30～20:30）		
	継続		スポット	継続		スポット	継続		スポット
	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数
27年度	74	638	35	249	3504	596	40	658	445
28年度	72	584	89	221	2712	780	60	871	524
29年度	82	680	79	153	1701	643	78	1284	302

【光が丘保育園】

（単位：人）

	朝（7：00～7：30）			夕①（18:30～19:30）			夕②（18:30～20:30）		
	継続		スポット	継続		スポット	継続		スポット
	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数
27年度	17	173	4	73	988	264	18	251	129
28年度	32	441	92	57	679	534	24	359	224
29年度	48	643	19	111	1270	749	22	301	277

【桜台第二保育園】

(単位：人)

	朝 (7:00~7:30)			夕① (18:30~19:30)			夕② (18:30~20:30)		
	継続		スポット	継続		スポット	継続		スポット
	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数
28年度	53	324	15	168	2060	785	24	263	220
29年度	51	215	80	171	1790	694	14	96	311

【早宮保育園】

(単位：人)

	朝 (7:00~7:30)			夕① (18:30~19:30)			夕② (18:30~20:30)		
	継続		スポット	継続		スポット	継続		スポット
	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数	登録人数	延利用数	延利用数
28年度	24	173	17	94	1071	641	12	199	154
29年度	39	223	100	76	732	627	25	420	235

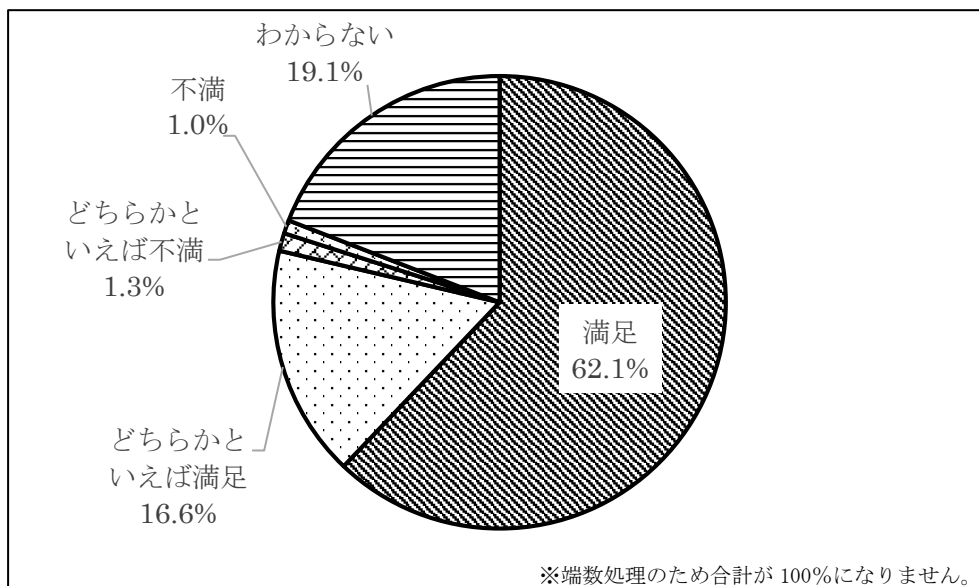
イ 事業者による主な取組内容（東京都福祉サービス第三者評価より）

- 各クラスに朝夕名簿があり、この名簿で延長担当者に引き継いでいる。
- 担当職員は、安全に安心して子どもが過ごせるように見守り、お迎えの保護者には子どもの様子を伝え、連絡事項は確実に伝えるようにしている。
- 人数と年齢差に配慮しながら、子どもたちが落ち着いて遊べるようコーナーを分け遊具は日中とは別のものとして、年間で遊具の入れ替えをしている。
- 夕食などのテーブルの設置とともにアレルギー対応も行っている。
- 延長保育の様子は延長保育用の日誌で記録している。日誌は、週毎にその日の「子どもの様子」「利用した子(夕1)(夕2)」「エピソード」「考察援助」や、「反省・来週にむけて」「ヒヤリハット」など様々に工夫して作成している。
- 延長時も毎日、遊びを工夫して折り紙や手遊びや紙芝居など時間帯によって行い、粘土・お絵かき・ままごと・ゲーム遊びなどコーナーを設置して集中して遊べるようにしている。
- 家庭的でくつろげる雰囲気を作り、リラックスして遊べるよう工夫している。
- 職員の係分担で「延長保育係」を3名の職員が担当している。内1名は、「長時間保育研究会」に出席して、会議で伝達をして一日を通して保育を考え実践している。

ウ 保護者の満足度と主な意見（運営業務委託に関するアンケート結果より）

問：延長保育の拡大

「朝7時～7時30分、夜6時30分～8時30分の延長保育を開始（拡大）し、定員の枠も設けていませんが、どのように思いますか。」



<主な意見（抜粋）>

- ・急なスポットにも対応してくれることと定員枠がないことは本当にありがたい。
- ・延長料金の発生は、保育をいただいている以上当然だが、システムについて周知徹底してほしい。
- ・スポット利用の受付開始時期をもう少し早くしてほしい。
- ・個人的には長時間の保育は子どもに負担をかけるのでしたくない。
- ・本当にありがたい。延長保育がなければ、仕事を続けることは困難。
- ・先生方の負担がとても大きいのではないかと心配している。
- ・利用者は少ないのに20:30まで職員がいらないといけないので、当番が続くとなかなか担任に会えないことがある。
- ・月末の夕方のスポット保育は定員がすぐ埋まる。先生を確保できるなら、前日の申し込みまでは全て受ける等、柔軟に対応してほしい。

【検証結果】

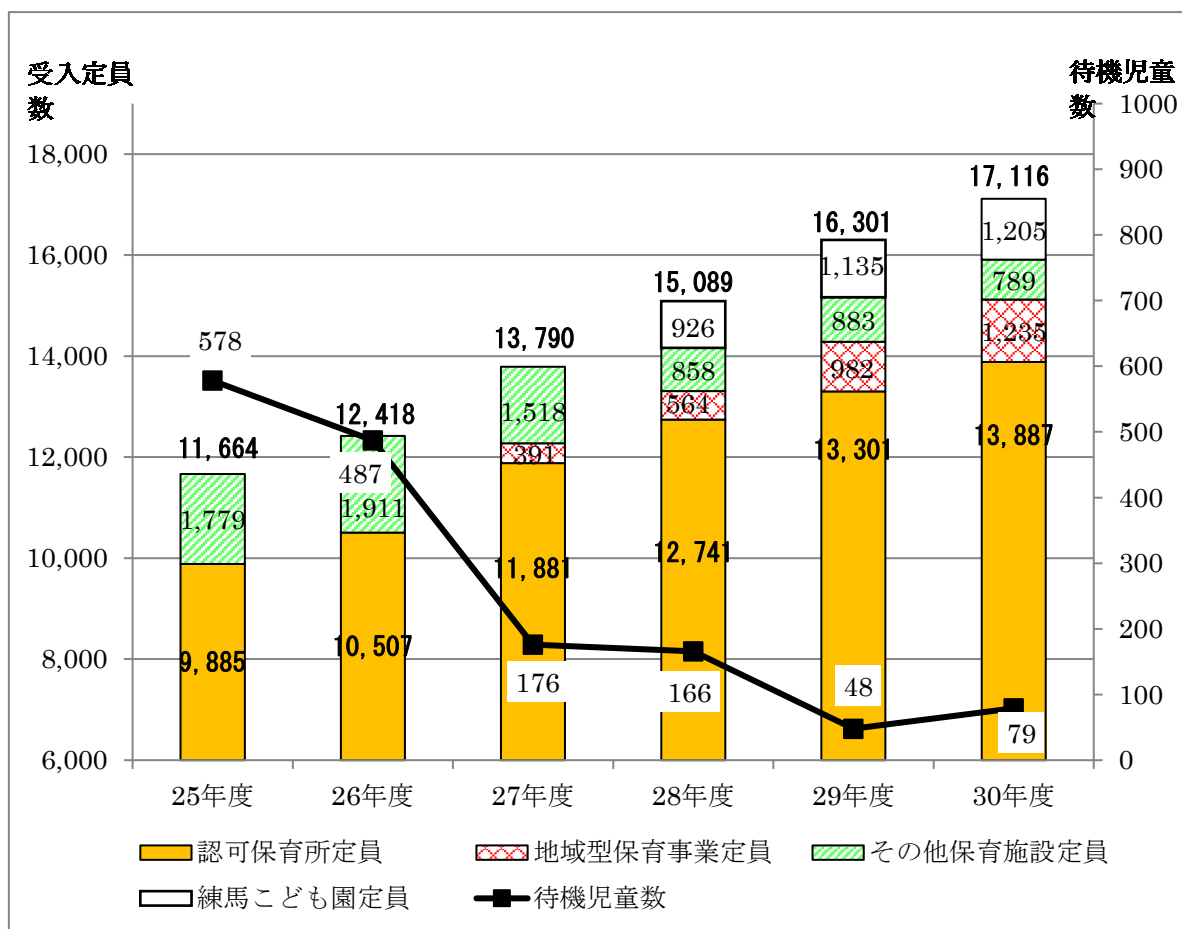
多様な保育ニーズへの対応について、運営業務委託園では就労等により延長保育を必要とする家庭に、朝7時00分から夜8時30分までの保育を安定的に提供している。延長保育においては、子どもの疲労、情緒の安定などに留意する必要があるが、各事業者による様々な工夫により子どもに負担がかからないよう配慮している。

保護者からは、とても助かるとの感謝の意見が多く、延長保育の拡大については、全体の78%を超える方から満足の評価をいただいている。反面、保育士の負担を心配する声やシフトにより担任と接する機会が減ること、制度変更の説明不足への不満の声が聞かれる。引き続き各園において、保護者へのより丁寧な周知、説明が必要である。

(2) 待機児童の解消

区はこれまで、区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設や「待機児童ゼロ作戦」などにより、全国トップレベルとなる5,000人以上の保育定員増を実現してきた。地域における需要と供給のミスマッチなどにより、依然として保育所待機児童は発生しているが、引き続き保育定員の拡大や年齢別定員の変更等により、待機児童解消を目指している。

(単位:人)



【検証結果】

待機児童対策について、委託により生み出された財源をもとに、私立保育園等を誘致するなど、保育定員の増加を図り、待機児童の解消に努めている。

現状、保育需要の増加とともに地域における需要と供給のミスマッチにより待機児童の解消には至っていない。区の子育て支援施策にかかる経費が増え続ける中、運営業務委託による財政効果は、保育サービスの充実や待機児童解消の財源として、活かされている。

なお、区は、平成31年4月の待機児童の解消を目指し、710人の保育定員の拡大を図ることとしている。

(3) 保育サービスの活性化と質の向上

区立保育園の運営業務を委託するにあたっては、「練馬区立保育園の保育水準」に基づく保育の質を保つことが重要な項目となっている。

検証にあたっては、現在の運営業務委託園が、区立保育園の保育水準を満たし、保育の質の維持、向上が、なされているかを検証した。また、事業者の創意工夫をこらした新たな取組が実施されているかについても検証を行った。

① 子どもの生活や遊び

事業者の取組内容や保護者の満足度と主な意見を参考にし、子どもの生活や遊びの状況を考察する。

ア 事業者による主な取組内容（東京都福祉サービス第三者評価より）

- 子どもが自発的に遊べるよう、環境構成の見直しをし、各クラスとも木製の棚、テーブル、椅子、ままごとのキッチン、遊具を揃え環境設定を実施している。
- 栄養士と保育士で食育年間計画を作成し、「食べる意欲のある子」を目標に食育に取り組んでいる。
- 毎日の保育は、コーナー遊びや絵画制作の「静」と、お散歩や体操指導などの「動」を織り交ぜて、バランスの良い保育が行われている。
- 「子どもの最善の利益、子どもの福祉の増進」を体現し、「地域の中の保育園」としての役割を果たすべく真摯に取り組んでいる。
- 「荒馬おどり」はリズムの基本から、馬の動き、かっこよさなど動きを自分たちで研究して本番では保護者の前で披露している。行事は結果より子どもが取り組む過程を大切にしている。
- 保護者の声に積極的に耳を傾け、園の保育方針を伝える手段に取り組んでいる。運営委員会、父母会アンケート、父母会役員会へ園長、副園長が参加し、保護者の要望を聞き入れている。

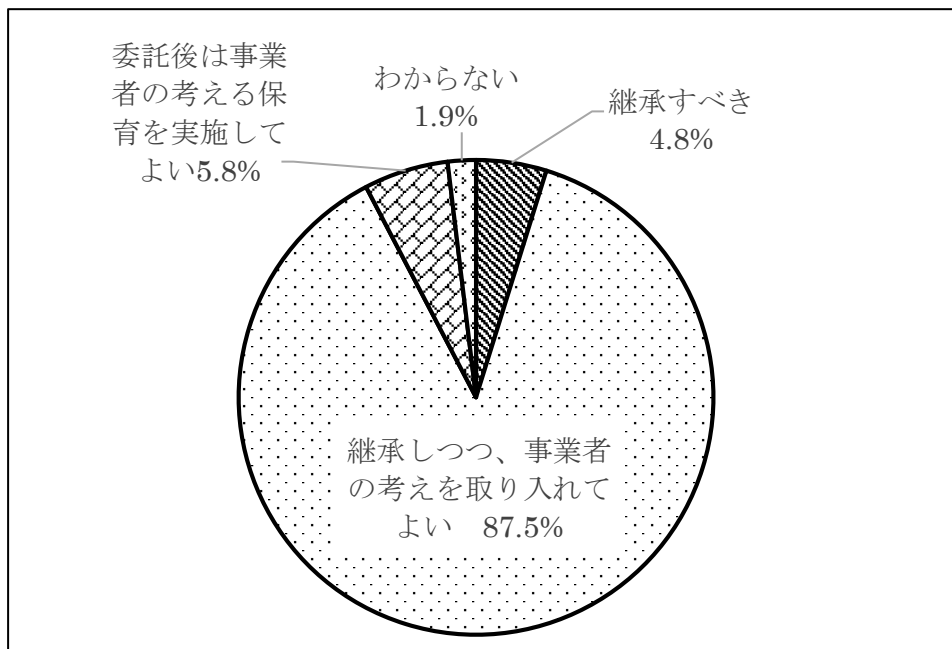
イ 委託後の新たな取組内容（委託園園長ヒアリングより）

- 移動動物園（ポニー等）
- 夕食会（4、5歳）
- ボランティアによるお手玉、読み聞かせ
- 事業者姉妹園との交流
- 外部講師による体操・美術・異文化交流等

ウ 保護者の満足度と主な意見（運營業務委託に関するアンケート結果より）

問：保育の継承について

「委託にあたっては、区立保育園の保育を継承することを基本としています。保育の継承についてどのように思いますか。」



<主な意見（抜粋）>

- ・全てを継承したうえで、事業者の考えを少しずつ取り入れるべきである。
- ・事業者の考えによる変更はあってもよいと思う。ただ、それが何のための変更なのかきちんと説明がなされ、理解を得ることをしてほしい。
- ・委託しても区立保育園なので、しっかり区立園として継承はすべきだとは思う。その上で、事業者の考えは取り入れてもよいと思う。
- ・できるだけ柔軟にいろいろと対応して行ってほしい。
- ・良い部分は残すべきだが、そうでない部分はどんどん改善すべきだと思う。
- ・保護者の意向を聞きながら徐々に特色を出して行ってほしい。1年間は引き継いだことをそのまま行ってくれたことが信頼につながったと思う。
- ・認可の公立保育園である以上、委託前の保育を継承するのは当たり前で、委託をする上で最低条件だと思う。その上で、委託前の保育の見直すべき点のみ見直しを行い、委託園になったからできるようになったこと、委託園の良さをプラスすべきだと思う。

【検証結果】

保育サービスに関して、各委託園では、委託前の保育を継承しつつも事業者の理念に基づいた保育環境を設定するなど、事業者の工夫や改善が行われている。保護者からは委託前の保育を継承すべきであるという意見とともに、事業者の独自の取組についても丁寧に説明した上で導入してもよいとの意見が見られた。

事業者と保護者の間で信頼関係が構築される中で、徐々に事業者の特色を活かした保育を取り入れていくことが求められている。

② 保護者との関係づくり・保護者支援

事業者の取組内容や保護者から寄せられた主な意見を参考にし、保護者との関係づくり・保護者支援の状況を考察する。

ア 事業者による主な取組内容（東京都福祉サービス第三者評価より）

- 成長記録カードを作成し、保護者と共育てをしている。カードには保育目標やクラス目標が記載され、園より、前期の子どもの姿と保護者の希望する子どもの姿のコメントを掲載し、中期と年度末に成長した姿を保護者に渡している。
- 保育参加は、数日設定し、保護者は希望日に参加され、その後、個人面談を実施し、合わせて育児相談などを実施している。
- 連絡帳を通して、担任とのコミュニケーションが図られている。また、玄関フロアに絵本コーナーを設置し、絵本の貸出を実施している。
- 園では、年4回子育て通信を発行し、園と保護者で共育てを行っている。
- 個々の保護者の就労状況に配慮し、柔軟な対応に努めている。また、保護者会、クラス懇談会等を通じて園の活動について保護者との理解共有に努めている。
- 年度初めに、保護者参加行事を明示した年間行事計画を配付し、園便り等で周知を図る事で、多くの保護者が参加できるように配慮している。
なお、延長保育などは、できる限り柔軟に対応し、個別の相談事情を聞き入れて、保護者の就労上の配慮に努めている。

イ 保護者から寄せられた主な意見（東京都福祉サービス第三者評価より）

- 園長を含めとても熱心に話を聞いてくださり保護者の意見を取り入れた保育内容にもなってきた、とても変わったなど満足している。
- （職員が）若くなったことで、経験不足は感じるが、丁寧に対応しようと努力して下さっていることも同時に感じているので問題はありません。
- 保育士によって対応の丁寧さが異なるなど感じることもある。そのため、保育士によって（子どもの）成長度合いが異なることも考えられる。

【検証結果】

保護者との関係づくり・保護者支援について、各委託園では様々に工夫して保護者との共育てや理解の共有の取組を行っている。具体的には、園だよりや成長記録カード等の活用、絵本コーナーなどの環境整備、保護者の就労状況に配慮した保護者会やクラス懇談会の実施等に取り組んでいる。

保護者からは、園長や保育士の対応に関する意見が寄せられている。引き続き事業者が様々な機会をとらえ保護者とのコミュニケーションを強化していくことが、重要である。

③ 園の安全管理

事業者の取組内容や保護者から寄せられた主な意見を参考にし、園の安全管理の状況について考察する。

ア 事業者による主な取組内容（東京都福祉サービス第三者評価より）

- ・「安全保育」というテーマで事例検討を重ね、事故再発の防止に努めるとともに事故発生時の対応マニュアルを作成している。
- ・区が発行するマニュアル（児童虐待・保健・安全・感染症）などの他に園独自のマニュアル（防災・防犯・守秘義務・個人情報等）も整備されている。
- ・毎日の保育の中で、年齢ごとに安全点検チェックシートを使用して、保育室内外の安全を点検している。
- ・防犯についての訓練を意識して行っており、園外活動中の不審者訓練や警察の指導の下で、園内への不審者訓練を行った。
- ・安全の確保・向上に向け、マニュアルの整備、毎月の避難訓練、消防や警察と連携した防災訓練や防犯訓練の実施などに取り組んでいる。また、入口を24時間施錠対応し、防犯カメラ設置等セキュリティレベルを強化し安全の向上を図っている。

イ 保護者から寄せられた主な意見（東京都福祉サービス第三者評価より）

- ・ナンバー式のドアロック、防犯カメラ、不審者対応の訓練など、いろいろ取り組んでいただいていると思う。
- ・土曜日等人が少ない時の安全対策については少し不安がある。
- ・危なかった事例はあるので、対策が十分とは思わないが、保護者への報告、先生方の振り返り、対策の報告をしてくれるのは良いことと思っている。
- ・お迎えの時の避難訓練だったが、先生の話聞き、静かに訓練をしていて驚いた。
- ・大ケガはないので安心しているが、ちょっとしたケガが多い気がする。
- ・地震の時の対応をたまたま見ていたが、素晴らしかった。
- ・園庭の遊具で遊ぶときに、そばに保育士がいないことがある。

【検証結果】

園の安全管理については、保護者の関心が高く、万全を期して取り組むべき事項である。運営業務委託の開始当初は、一斉に職員が入れ替わるため、施設の管理について全職員が熟知する必要があるが、ここまで大きなトラブルは起こっていない。これは、事業者が、子どもの安全について、高い危機管理意識を持ち、園の運営に取り組んできた結果である。

しかしながら、保護者の不安の声もあるため、今後も日常的に安全管理について意識を高めることが必要である。

④ 職員の育成

事業者の取組内容や事業者職員から寄せられた主な意見を参考にし、職員の育成について考察する。

ア 事業者による主な取組内容（東京都福祉サービス第三者評価より）

- 法人主催の研修のほか、区主催、東京都社会福祉協議会主催の研修、園内研修など、園では勤務調整を図りながら、様々な研修に参加している。
- 「職員の個人目標：研修計画と自己評価」にて、職員に対する目標管理を行っている。また、園での人員配置は、一人ひとりの経験や特性、園全体のバランス等を考慮して適材適所に配置している。
- 日頃の気づきや工夫は、クラスや各種会議等で保育主任やリーダーが中心となって、互いの学び合いに努めている。また、職員が受講してきた研修について、職員会議での報告やグループ討議などが行われ、職員間での共有化がなされている。
- 園で実施している「内部研修」は、クラスの持ち回りでテーマを決めて、取り組んでいる。各クラスでテーマを決めて実施することで、職員がお互いを認め合い、学び合う場となることを目的として取り組んでいる。
- 毎年年度末に「保育士のための自己評価チェックリスト」を使用して、振り返りの機会を設けている。このチェックリストから自己分析した結果は、個別指導計画に落とし込まれる。個別指導計画は、チェックリストの強み、弱み、年度の自己目標、指導の要点・研修計画、参加した研修を記載するよう構成しており職員はスキルアップに取り組んでいる。
- 研修は目的意識を持ち取り組むよう仕組みが構築されている。
- 日頃の気づきや工夫は職員会議で意見交換やテーマを決めたグループ討議等が行われ、互いの学び合いに努めている。

イ 事業者職員から寄せられた主な意見（東京都福祉サービス第三者評価より）

- 研修制度がしっかりと確立されており、活発である。
- 勉強会を行い、職員間の意見交換も含め、保育の向上に努めている。
- 研修が多く実施されていて、スキルアップにつながる。（基本自由参加）
- 研修に行かせてもらい補助もあるので向上心を持って働きたいと思える。

【検証結果】

職員の育成について、事業者は、事業計画に基づいた採用、育成を実施しており、職員に対して、定期的な面談を行い研修等の機会を与えている。学んだ内容は仕事に活かせるよう取り組んでいる。

保育サービスの質の向上を図るためには、職員の資質向上は不可欠であり、研修等で得た内容を職員間で共有することにより、全体のレベルアップを図ることも必要である。今後も、事業者による職員育成とともに、区においても研修の充実を図る等、必要な支援を実施する必要がある。

⑤ 区立保育園全体の活性化に向けた取組

(新たに実施した主な取組)

- ・防犯カメラ、玄関ドアのテンキー等の設置
- ・オムツの回収
- ・写真のインターネット販売
- ・虫よけスプレーの使用

(4) 財政効果

区では、民間活力を導入した効率的な運営を図るため、「委託化・民営化方針」に基づき、区立保育園の運営業務委託を進めている。委託化により、経費の削減を図る一方で、保育時間の延長や待機児童解消のための私立保育園等の誘致など、保育サービスの充実を図っている。

そこで、運営業務委託による区の財政効果について検証を実施した。

財政効果（平成 29 年度決算ベース）

（単位：千円）

園名	委託経費 (A)	直営で行った 場合の経費 (B)	(B) - (A)
関町第二	186,384	247,070	60,686
春日町第三	220,323	296,631	76,308
上石神井第二	229,336	271,042	41,706
光が丘	202,268	271,192	68,924
桜台第二	224,055	283,902	59,847
早宮	243,009	255,007	11,998
計	1,305,375	1,624,844	319,469

※待機児童対策による保育定員増に伴う経費増については(B)に算入していない。

保育士平均年齢（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区立直営園（40 園） 平均 約 46.3 歳

運営委託園（20 園） 平均 約 36.6 歳

【検証結果】

委託の財政効果について、検証では、園ごとに運営業務委託の決算額と、委託園と同じ保育サービスを区直営で実施した場合の額を比較した。いずれの園も区直営時よりも民間事業者による運営業務委託後の方が、経費負担は少なく、委託により一定の財政効果があることがわかった。

財政効果の主な要因としては、運営業務委託前後における園職員の平均年齢の違いによるものと考えられる。

2 運営業務委託の進め方に関する検証

(1) 保護者の不安解消

運営業務委託の円滑な実施には、子どもたちへの影響を最小限にするとともに、保護者の委託への不安を取り除くことが重要な事項である。

そこで、保護者はどのような不安を抱えていたのか、区はその不安を取り除くことができたのかについて検証を実施した。

① 保護者の不安を解消するための区の主な取組

ア 保護者説明会の実施

運営業務委託の概要や目的、スケジュールなどを保護者に知っていただくための説明会を実施している。

イ 保護者向け個別説明会の実施（随時）

保護者説明会に出席できなかった方や質問ができなかった方のために、保護者説明会后、区職員が平日のお迎えの時間帯等に保育園に出向き、個別に保護者の質問に答えている。

ウ 既存委託園の保護者見学会（随時）

既に運営業務委託が実施されている園の様子を保護者に見ていただくため、見学会を実施している。

エ 保護者と事業者、区の三者による意見交換会（業務委託開始前）

事業者から保育に対する考え方を説明したり、保護者の意見や要望を伝えるなど、保護者、事業者、区の三者の相互理解を深めることを目的として実施している。

オ 保護者と事業者、区の三者による運営委員会（業務委託開始後）

保護者と事業者、区の三者で、保育内容や管理運営等について話し合い、保育園の円滑な運営を行うことを目的に実施している。

カ 委託に向けた勉強会の実施（随時）

区は、保護者の代表と委託に向けた勉強会を開催している。少人数による勉強会のため、詳細かつ具体的な意見交換が実施できている。

キ 事業者選定におけるプレゼンテーションの当該保育園保護者の参観

区のプロポーザル契約における事業者選定は原則非公開であるが、事業者プレゼンテーションに限って、当該保育園の保護者の参観を認めている。

（参観者の意見は選定委員に提出され、選定の参考資料となる。）

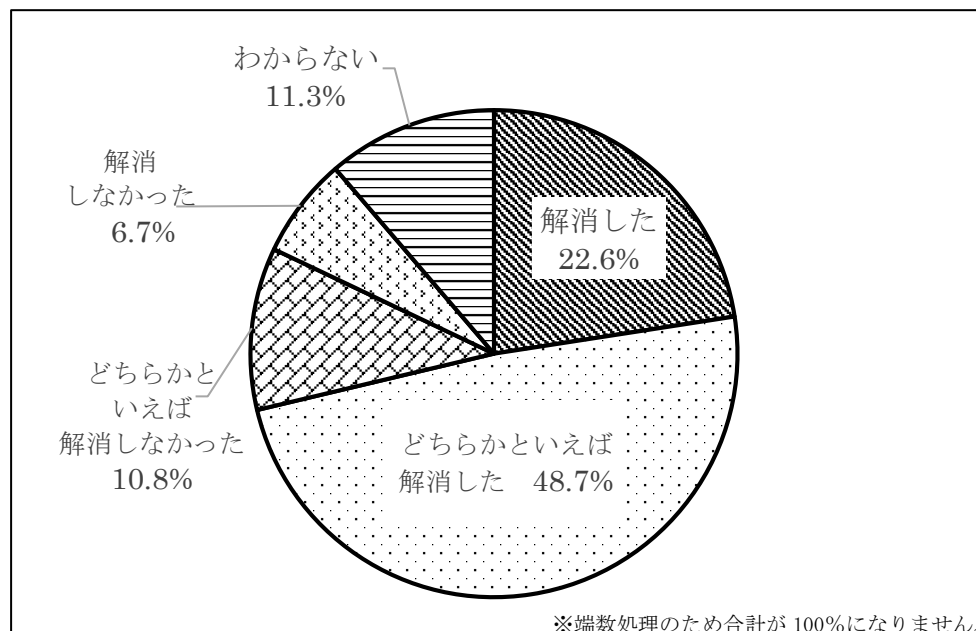
ク 園長・副園長経験者による巡回・指導（業務委託開始前後に実施）

園長や副園長の経験がある保育士が、定期的に保育園を巡回し、保育内容や子どもと保育士との関わり、保護者対応、園運営等を観察し、必要に応じて助言を行う。

② 保護者の満足度と主な意見（運營業務委託に関するアンケート結果より）

問：保護者の不安解消について

「区は、事業者を募集する前に、保護者説明会等を通して、委託についての説明をしてきました。説明を聞いて、疑問や不安は解消しましたか。」



<主な意見（抜粋）>

- 他園の例を聞いていて、保護者は慎重であったが、区や事業者が丁寧に対応していたと思う。
- 区は委託ありきの説明であり、直営の存続を希望する保護者との気持ちに温度差があるので解消するとは思えない。
- 疑問は解消したが、不安は解消しなかった。いまだに不安がある。
- 説明を受けて納得はしたが不安もあった。実際に子どもの様子や関わり方と接していると、安心できるようになった。子どもより親の方が過敏になっていたと思う。
- 実際になってみないとわからないと思っていた。

【検証結果】

保護者の不安解消について、運營業務委託を行うことで、保育園がどう変わり、その変化が子どもにどのような影響をもたらすかについて多くの保護者は疑問や不安を抱えている。これらの不安解消のために、区は保護者説明会等の取組に力を入れてきた。

保護者アンケートの結果では、保護者の疑問や不安が「解消した」または、「どちらかといえば解消した」という意見は7割を超えているが、その一方で2割弱の保護者からは、「解消しなかった」または、「どちらかといえば解消しなかった」というご意見をいただいている。

区は、このような保護者の声を真摯に受け止め、優良な事業者を確保するとともに、保護者への説明を工夫するなど、引き続き改善に努めていく必要がある。

(2) 円滑な引継ぎ

運営業務委託の実施にあたっては、まずは区立保育園の保育目標や行事をそのまま継承することとしている。保護者の不安を取り除くためにも、区から事業者への円滑な引継ぎが求められている。

そこで、検証にあたっては円滑な引継ぎを実施するために、区と事業者がどのように取り組み、感想を持ったかについて考察する。

【準備委託園 区立保育園園長および事業者ヒアリング結果】

○ 引継ぎ期間について

区立保育園園長	事業者
<ul style="list-style-type: none"> • 1年を通していろいろな行事を引き継ぐという意味で、1年という引継ぎ期間は妥当であった。 • 引継ぎ期間を長くすることで、保護者と事業者職員と区のつながりを深めることができた。また、職員同士の関係づくりは、円滑な引継ぎを行うために、とても大切なことだと感じた。 • 1年かけて引継ぎをしても、伝え漏れは出てしまうので、引継ぎ期間はそれほど長く取る必要はないと感じた。 • 1年間は長過ぎた。もう少しコンパクトにまとめても良い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1年を通して、子どもとの関係作りや、保育を見ることができたので期間は適正だと思う。 • 受け入れる側が歓迎してくれたので、安心して引継ぎを受けることができた。 • 1年間、緊張した状態が続くので、精神的には大変だが、必要な期間であると考えている。 • 行事で園が大事にしているところを感じるのに、良い期間だった。 • クラスリーダーにとって、1年間は丁度良かった。 • 1～3月は人が多く、引継ぎが大変だった。

○ 事業者の職員配置および勤務日数について

区立保育園園長	事業者
<ul style="list-style-type: none"> • 事業者職員との意思統一を図るため、定期的に園長、副園長と事業者全職員との話し合いの場を設けた。 • 職員の配置はしっかりしていたが、途中でリーダー候補の交代があった際は、子どもも慣れていたこともあり、引継ぎをしていた職員もかなり疲弊していた。 • 事業者側のクラスリーダー同士の連携に不安を感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 園長候補が兼任だと本園と行事日程が重複してしまい、調整が難しかった。 • 看護師がなかなか見つからなかった。 • 午前中に委託園で仕事をして、午後から本園で仕事をする日は、仕事の切り替えや業務量の面で大変だった。 • 園長が事務を担当していたので、もっと早く事務担当者を雇えば良かった。 • 1月から配置する職員について、年度途中の採用は非常に難しいと感じた。

○ 引継ぎ内容について

区立保育園園長	事業者
<ul style="list-style-type: none"> • 引継ぎにあたっては、保育課から様々なサポートがあり、大変助かった。また、要望にもすぐに対応してもらい、円滑な引継ぎができたと思う。 • 毎月1回行うリーダー会議に事業者の園長も入ってもらい、いろいろと情報の共有を行った。その他にも夜以外の会議にはほとんど事業者職員にも参加してもらった。逆に事業者職員全員を集め、そこに園長、副園長が入り意見交換を行った。 • 用務の引継ぎが想像以上に困難だった。 • 事業者と区の職員同士の、適切な距離の維持に苦労した。 • 一部の職員が園児たちに対して愛着がありすぎて、引継ぎがうまくいかなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 事務の引継ぎは園長から園長にしか認めてもらえなかったが、もう少し柔軟にしてほしかった。 • 園長からの引継ぎとは別に、区から、「区立保育園の園長とは」といった説明をしてほしかった。 • 引継ぎ期間に障害児研修などの研修が充実していてとても助かった。 • 一度話を聞いていても、実際に取り組んでみるとわからないことも多いと感じている。 • 保育についてなど、細かい部分で区立の職員ともっと話がしたかった。 • 1～3月はプレッシャーで体調を崩す職員が多くつらかった。 • 園近隣のお宅に園長と一緒に挨拶をすることができて良かった。

○ 引継ぎ全般について

区立保育園園長	事業者
<ul style="list-style-type: none"> • 特に職員に向けて、対等な立場で引き継ぐこと、自分たちが保育してきた子どもたちを可愛がってもらえるように丁寧に引き継ぐことを心がけるよう伝えた。 • 準備委託の前年、経験年数の若い保育士をリーダーにし、ベテランの保育士にリーダーを育てることを学んでもらった。 • 3月31日の業務は、準備をしていたにもかかわらず混乱した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 一年は長いようであつという間だった。特に1月からは準備しなければいけないが増えるので、早い段階で先を見通した準備が必要である。 • 今まで自分たちが行っていた保育とは違った形の保育を見ることができて学びになった。 • 面談や保護者会にも出席し、お互いのことが分かって良かった。

① 円滑な引継ぎを行うための区取組

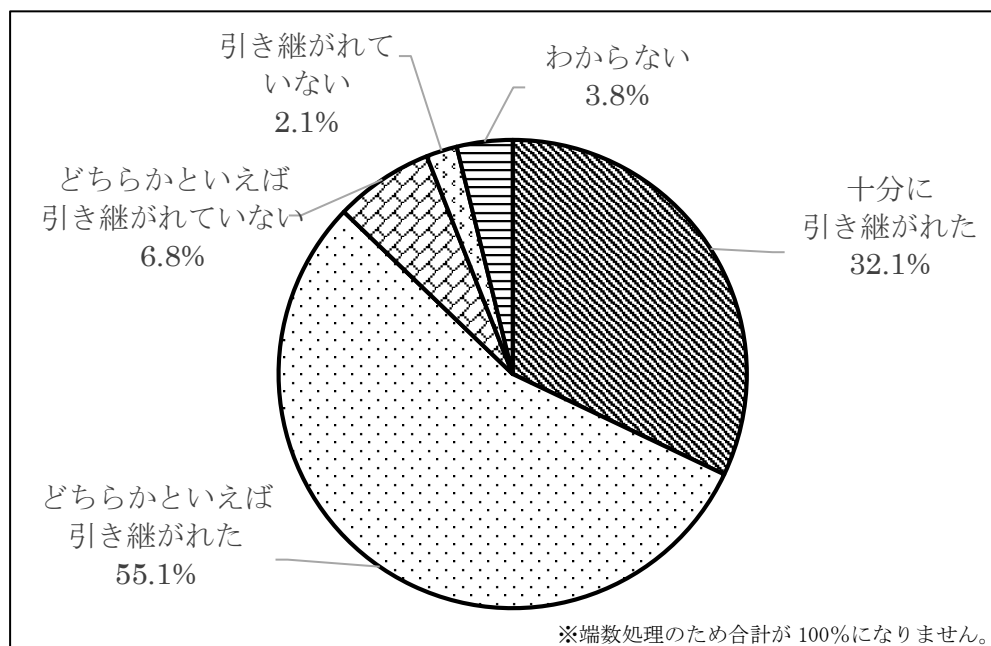
保育計画調整課運営支援担当係（区立保育園の園長や副園長経験者により構成されている係）による巡回

- ・保育園を巡回し、保育内容や子どもと保育士との関わり、保護者対応、園運営等を観察し、必要に応じて助言を行う。
- ・園長や主任（副園長）と園運営について話し合い、課題の共有化を図る。
- ・区作成のチェック表に基づき観察・考察を行い、課題の明確化を図る。
- ・委託に関する質問・意見等を受け止め、事業者による円滑な園運営が開始できるよう手助けを行う。

② 保護者の満足度と主な意見（運営業務委託に関するアンケート結果より）

問：円滑な引継ぎについて

「区職員から事業者に対して引継ぎを行いました。委託前の保育が十分に引き継がれたと思いますか。」



<主な意見（抜粋）>

- ・先生が全員入れ替わっているとは思えないほど、子どもが安心して通えているので満足である。
- ・おおむね引き継がれているが、細かい部分ながらも引き継いでほしい内容が、十分に引き継がれていないことがあった。
- ・十分引き継がれているだけでなく、保育上、より妥当な方法を臨機応変に取って対応してもらえるので、大変ありがたい。
- ・1年間引継ぎを受けたクラスリーダー以上の職員には引き継がれているが、その後に入った多数の職員にまでは伝わっていない。

【検証結果】

○ 引継ぎ期間について

事業者と区の園長から1年間の期間は妥当であるとする意見があった中で、区の園長からは、長すぎるのでコンパクトにした方が良いという意見もあった。また、事業者から引継ぎ職員の精神的負担が課題との意見もあった。

○ 事業者の職員配置および勤務日数について

準備委託期間の職員配置において、事業者職員との意思統一を図るため、定期的に園長、副園長と事業者全職員との話し合いの場を設けた園があった。また、事業者の職員が、事業者の園の職員と兼務になるため、行事の引継ぎなどで、調整が困難だった等の意見があった。

○ 引継ぎ内容について

区の園長からは、事業者と直営園の職員同士の適切な距離の維持に苦労したとの意見があった。事業者からは、もっと区職員と話し合う機会がほしかったとの意見があった。

引継ぎの調整等は、基本的には、園長と事業者の園長候補の間で行うものだが、これまでと同様に保育課（保育計画調整課）の職員が、積極的に関わってスムーズな引継ぎを支援する役割を果たす必要がある。

○ その他

これまでの園と事業者からの意見の中には、区保育課の職員に助言等していただきとても助かったとの意見が多くあった。区は、これまで通り、園と事業者をつなぎ、事業者と保護者の信頼関係を円滑に構築できるよう、支援していくことが必要である。

(3) 園への区の支援

運營業務委託後であっても、区立保育園であることに変わりはない。区立保育園の保育水準を保ちつつ、事業者による円滑な園の運営のためには、区の支援は必要不可欠なものであると考える。保護者や事業者の意見を伺いながら、現在、以下の取組により、区は支援を行っている。

① 区が実施している主な支援内容

ア 区立保育園の園長・副園長経験者による巡回

イ 区主催の職員研修

区の保育水準を保つためには、職員の技術の向上が不可欠である。そこで、区職員対象の研修に事業者職員が参加することで、職員の技術の向上を図る。

<主な研修の例>

- ・ 乳児保育研修
- ・ 障害児保育研修
- ・ 保育士講演会、栄養士講演会、看護師講演会
- ・ 普通救命講習
- ・ 特別支援学校、学級見学
- ・ 障害児担当保育士実践交流会 など

(4) 事業者の選定

運営業務委託後も区の保育水準を維持し、保育サービスの充実を図るには、優良な事業者の選定が不可欠である。区は認可保育園の運営の実績がある社会福祉法人や株式会社などを選定の対象とし、委託の対象となる保育園の保護者の意見や要望を聞きながら、事業者の選定を実施してきた。

検証にあたっては、事業者の募集から選定までの手順が適切に実施され、優良な事業者の選定に結びついてきたかを考察する。

① 優良事業者選定の取組

ア 事業者募集

- ・東京都福祉サービス第三者評価の実施結果を参考に、区職員が事業者の運営する保育園を訪問し、運営業務委託に関する区の考え方を説明するなどした。
- ・区のホームページ等により広く公募を行った。
- ・事業者説明会の開催にあたり、東京都および近隣自治体で認可保育園を運営する事業者に対し、説明会開催案内等を送付した。

【各園の応募事業者数】

園名	応募事業者	内訳		
		社会福祉法人	株式会社	NPO法人※
関町第二	2	1	0	1
春日町第三	3	1	1	1
上石神井第二	6	6	0	0
光が丘	4	2	1	1
桜台第二	2	2	0	0
早宮	1	1	0	0

※NPO法人とは、特定非営利活動法人のことである。

イ 選定組織

- ・区職員2名、外部の学識経験者等の専門家5名の計7名で構成される選定委員会を設置した。
- ・選定委員会では、書類審査、事業者運営園の現地調査、ヒアリング審査を通じて、区立保育園の水準を満たすと同時に、保育の質の維持向上と円滑な移行の視点から事業者を選定した。
- ・選定委員会の下部組織として、区立保育園の園長・副園長経験者、栄養士、看護師からなる現地調査部会を設置した。現地調査部会では、応募した事業者が運営する保育園を訪問し、保育サービス、調理・栄養、看護という各視点できめ細かな調査を実施した。

ウ 選定方法

- 選定基準の策定

法人の理念、保育内容、安全・衛生、予算・決算、経営状況、職員の状況など、多面的かつ詳細な視点から審査を実施した。

- 選定のプロセス

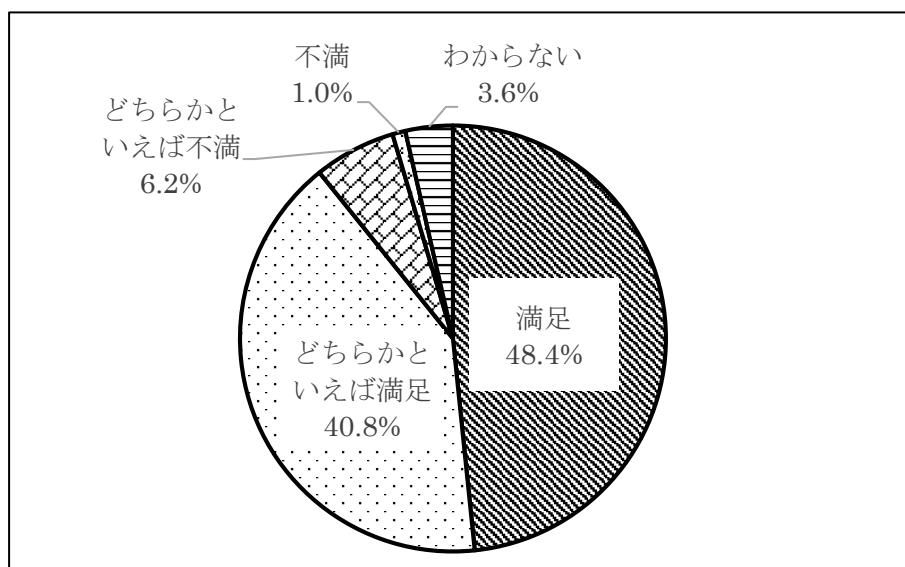
選定では1次審査として、書類審査、現地調査部会による現地調査、税理士による経営診断を実施した。1次審査を通過した事業者に対しては、事業者プレゼンテーション、園長候補者等ヒアリング、選定委員による事業者運営園の現地視察を2次審査とし、事業者の選定を行った。

エ 保護者の意見や要望の反映

- 区は、事業者募集要項や選定基準の案を事前に対象園の保護者に示し選定の際に重視すべき事項等について、保護者の意見や要望をできる限り反映した。
- 事業者プレゼンテーションにおいては、事業者を匿名化した上で公開し、参加した保護者からの意見や感想を選定委員に伝えた。

オ 保護者の満足度

問：事業者の選定について(運營業務委託に関するアンケート結果より)
「現在の事業者による保育園の運営・保育について、総合的に見て、どのように感じていますか。」



【検証結果】

事業者の募集については、認可保育園運営事業者への区の委託の取組の周知や優良事業者への訪問など募集の工夫をすることで、応募事業者を一定確保することができる。選定については、保護者の意見や要望を反映しながら適切に行っている。その結果、優良な事業者を選定しており、委託園の運営は保護者アンケートにおいて高い評価を得ている状況にある。

なお、区の運營業務委託への事業者の応募数については、近年の首都圏における保育施設の大幅な増設に伴う保育士不足等により、減少傾向にあることから、区は、引き続き応募事業者の確保に取り組んでいく必要がある。

IV 運営業務委託の総体的検証

- 1 委託による延長保育の拡大については、保護者から満足の評価が多い反面、保育士の負担を心配する声などがある。引き続き各園において保護者へのより丁寧な周知、説明が必要である。
- 2 待機児童対策について、委託により生み出された財源をもとに、私立保育園等を誘致するなど、保育定員の増加を図り、待機児童の解消に努めている。

現状、保育需要の増加とともに地域における需要と供給のミスマッチにより待機児童の解消には至っていない。区の子育て支援施策にかかる経費が増え続ける中、運営業務委託による財政効果は、保育サービスの充実や待機児童解消の財源として、活かされている。
- 3 保育サービスに関して、各委託園では、委託前の保育を継承しつつも、事業者の理念に基づいた保育環境を設定するなど、事業者の工夫や改善が行われている。保護者からは委託前の保育を継承すべきであるという意見とともに、事業者の独自の取組についても丁寧に説明した上で導入してもよいとの意見が見られた。

事業者と保護者の間で信頼関係が構築される中で、徐々に事業者の特色を活かした保育を取り入れていくことが求められている。

また、保育サービスの質の向上を図るためには、職員の資質の向上は不可欠であり、今後も、事業者による職員育成とともに区においても研修の充実を図る等、必要な支援を実施する必要がある。
- 4 委託の財政効果については、いずれの園も区直営時よりも民間事業者による運営業務委託後の方が、経費負担は少なく委託により一定の財政効果があることがわかった。

財政効果の主な要因としては、運営業務委託前後における園職員の平均年齢の違いによるものと考えられる。
- 5 保護者の不安解消について、区は、保護者説明会等の取組に力を入れてきた。

区は、保護者の声を真摯に受け止め、優良な事業者を確保するとともに、保護者への説明を工夫するなど、引き続き改善に努めていく必要がある。
- 6 引継ぎについては、基本的には園長と事業者の園長候補の間で、調整等を行うものだが、保育課（保育計画調整課）の職員が、積極的に関わるなど、区はこれまで通り、園と事業者をつなぎ、事業者と保護者の信頼関係を円滑に構築できるよう、支援していくことが必要である。

7 事業者の選定については、事業者募集の工夫や選定における保護者の意見や要望の反映などに取り組み、適切に行っている。その結果、委託園の運営は、保護者アンケートにおいて高い評価を得ている。

なお、区の運営業務委託への事業者の応募数については、近年の首都圏における保育施設の大幅な増設に伴う保育士不足等により、減少傾向にあることから、区は引き続き、応募事業者の確保に取り組んでいく必要がある。

8 区立保育園の運営業務委託にあたり、事業者は区立保育園の運営を引き継ぎ、独自のノウハウ等を活かし保育サービスを充実させるなど工夫して取り組んでいる。

区は、委託事業者が区立保育園の保育を引き継ぎ、円滑な保育運営が行えるよう、事業者と協力しながら、様々な支援を行っている。

委託園の運営においては、保護者や地域のご理解ご協力もあり、東京都福祉サービス第三者評価等で高い評価をいただいている。

区としては、今回の検証結果を活かし、引き続き、既存の委託園の安定、継続的な運営の確保とともに、今後の新たな委託の取組につなげていくよう努めていく。

V 今後の区立保育園の運営業務委託について

区はこれまで、区立保育園 20 園の委託を進めてきた。全ての委託園で、区立保育園の保育水準を維持しながら、延長保育などの保育サービスの拡充や民間ならではの特色ある保育の導入により、東京都福祉サービス第三者評価や利用者アンケートで高い評価をいただいている。

また、ここ数年の大幅な保育需要の高まりにより、認可保育園を含めた、民間保育施設の誘致を行い、定員枠の拡大を行ってきた。その結果、認可保育園の数は、区立保育園 60 園に対し、私立保育園が 89 園（平成 30 年 4 月現在）となり、園数、定員数ともに、保育の運営は、民間が行うことが主流になっている。

平成 28 年 10 月の区政改革計画では、民間活力による保育サービスの拡充を目的として、区立保育園の委託を進め民営化についても検討することおよび平成 29 年 3 月の練馬区公共施設等総合管理計画では、今後、概ね 10 年を目途に区立保育園 20 園の運営業務委託を実施することとした。

○ 新たな委託計画における運営業務委託の目的

保育事業に民間の力をさらに活用することで、保護者の多様なニーズに応え、延長保育や事業者独自の特色ある保育を導入するなどサービスを充実すること。

○ 運營業務委託対象園と開始年度（平成 36 年度まで）

地域バランスを考慮した上で、延長保育の利用見込み、通園の利便性、定員規模、施設の改修状況などを総合的に勘案し、以下のとおり実施する。

	年度	練馬地区	光が丘地区	石神井地区	大泉地区
委託対象園	32		氷川台		南大泉
	33	豊玉	田柄第二		
	34		北町第二	石神井台	
	35		氷川台第二		東大泉
	36		高松	下石神井第三	